

農業者戸別所得 補償制度の 概要

「食」と「地域」の再生に向けて

～本年4月から本格実施!!～



制度のあらまし

目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

畑作物の所得補償交付金

対象作物ごとの生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に対して、**全国一律単価**で交付します。

前年産の生産面積を有する者には、面積払（営農継続支払）を交付し、販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、面積払の金額を差し引いた額を追加で支払います。

また、面積払を受け取らない方には、数量払で全額を支払います。

数量払

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,360円／60kg	大豆【水田・畑地】	11,310円／60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,330円／50kg	そば【水田・畑地】	15,200円／45kg
六条大麦【水田・畑地】	5,510円／50kg	なたね【水田・畑地】	8,470円／60kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円／60kg		

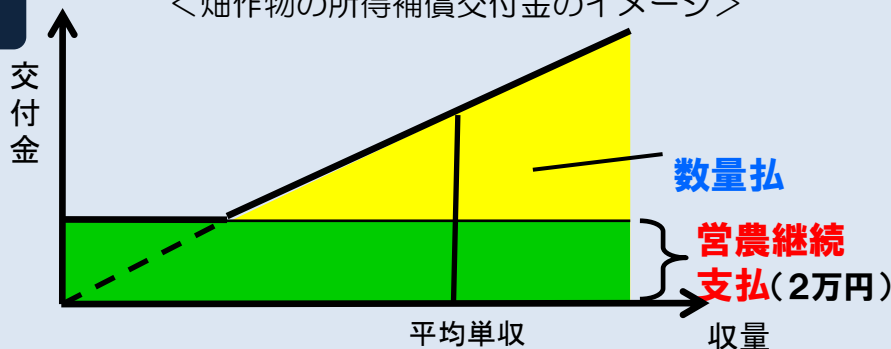
※交付単価は、品質に応じて増減あり

面積払(営農継続支払)

2.0万円／10a

※当面は、**前年産**の生産面積に基づき交付

＜畑作物の所得補償交付金のイメージ＞



米に対する助成

(生産数量目標を守った者)

米の所得補償交付金

1.5万円／10a

米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。

販売農家は、水稻共済加入者又は当然加入面積以下の者等は販売実績がある者が対象となります。

米価変動補てん交付金

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

交付対象面積

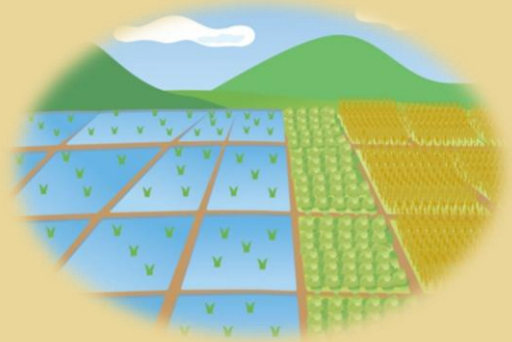
- 交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定（種子、醸造用玄米は10a控除の対象外）
- 集落営農は、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10a控除

水田活用の所得補償交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a



二毛作助成

1. 5万円/10a

耕畜連携助成

1. 3万円/10a

産地資金

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

加算措置等

品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

規模拡大加算

規模の大小にかかわらず、農地利用集積円滑化事業により、面的集積（連坦化）した場合、利用権設定した面積に2万円/10aを交付

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額（2～3万円/10a）を最長5年間交付

集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、法人化に要する事務経費として、40万円を定額で交付



交付金の交付スケジュール

交付金に関するスケジュール（想定）

	平成22年		平成23年												平成24年							
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
生産数量目標の設定	23年産米の全国・県別の生産数量目標の決定	市町村別の米の生産数量目標の通知	農業者別の米の生産数量目標通知			数量目標都道府県・地域・農業者間調整	農業者別の米の生産数量目標確定(→6/15)			畑作物の目標設定の確認		米の目標設定の確認										
申請手続 交付金の交付			制度内容の周知活動			交付申請書、営農計画書等の受付			対象作物の作付確認、数量払の数量確認			数量払の交付		水田活用交付金の交付			営農継続支払の交付		米の所得補償交付金の交付		米価変動補てん交付金の交付	

交付金の交付時期（想定）

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 畑作物の所得補償交付金 | |
| ア 営農継続支払 | : 生産年 8月 ~ 9月頃 |
| イ 数量払 うち 麦、なたね、そば | : 生産年 10月 ~ 12月頃 |
| うち 大豆 | : 生産年翌年 1月 ~ 3月頃 |
| ② 水田活用の所得補償交付金 | : 生産年 10月 ~ 3月頃 |
| ③ 米の所得補償交付金 | : 生産年 11月 ~ 1月頃 |
| ④ 米価変動補てん交付金 | : 生産年翌年 5月 ~ 6月頃 |

お問い合わせ先

問い合わせ先	所在地	電話番号	管轄地域
愛媛農政事務所 地域第二課	西条市周布220-1	0898(64)3105	四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、上島町
愛媛農政事務所 農政推進課・計画課	松山市宮田町188	089(932)1189	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、砥部町、松前町
愛媛農政事務所 地域第一課	大洲市東大洲250-1	0893(24)4195	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、鬼北町、松野町、愛南町

* フリーダイヤル 0120-38-3786（9時から17時まで、公衆、携帯等からは不可）